

平成27年度第5回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成27年8月25日（火）18：30～20：00

開催場所：伊丹市役所7階 701会議室

出席委員：^{すぐた}直田会長、中山副会長、阿部委員、榎本委員、酒匂委員、吉本委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中6名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者は0名。
- ・あらかじめ郵送した会議資料と当日配布資料について説明。

（署名委員について）

- ・第4回は、榎本委員と吉本委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

（1）前回までの委員会の検討事項について改正案の検討

議 論

コミュニティについて・地域自治組織について

会 長： 前回の会議以降、庁内の検討で何かあれば事務局より補足お願いしたい。

事務局： 前回は、見出しも「コミュニティ活動」としていたが、まず、コミュニティとは何かということを第1項で書き、第2項のコミュニティ活動と切り分けてはという意見があった。前回資料では第2項で市が必要な支援を行うということを書いていたが、まちづくり基本条例の第13条でまちづくり活動への包括的な支援についての規定があるので、ここでは割愛した。

会 長： それでは、意見を順番に伺いたい。

（意見無し）

会 長： 見出しの「コミュニティの醸成」という言葉について、この言葉で適切

かどうか意見を伺いたい。

事務局： 通常文献等での使用の例はあるが、法令用語としてはあまり例がない。他市の自治基本条例の本文中で書いている例はまれにあるが、多くは「コミュニティ」「コミュニティ活動」等の用語でまとめている。本市でもそのような形にするか、「コミュニティの形成」にするかというのが、事務局で検討した内容である。専門家の意見をお伺いしたい。

委員B： 「コミュニティ」だけでいいと思うが、伊丹市まちづくり基本条例では「行政評価の実施」や「対話の場の設置」としているの、合わせないといけないのか。そうでなければ「コミュニティ」でいいと思う。

会長： それでは、「醸成」は取るということで。（委員承諾）名詞だけの見出しも他にあるので、全体をみて整合性を取るのは市で考えていただければ。

次に前回、試行中の地域自治組織について規定するかどうか、様々な意見をいただいた。試行中との現状も勘案し、都市内分権について規定するかどうかであるが、市民会議では盛り込むべきであるとの意見があった。ただ都市内分権との文言を出すと分かりにくくなるということ、現在進行中の地域自治組織の件については、他市では全市的にこういった組織づくりが先行し、それを追認する形で自治基本条例に規定していることが多い。伊丹の場合はまだ2地域で試行しているだけであり、その試行結果を市民で議論した結果、今後大きく変わる可能性もあると考えると、現時点でまちづくり基本条例に位置づけるのは難しいと判断した。従って、今回は地域自治組織について規定することは見送り、試行が終わり、全市に広める段階で、個別条例が制定されるということなので、その時にその条例の中心的事項をまちづくり基本条例に規定してはという私案を出させていただいた。これについて庁内からの意見はあるか。

事務局： 地域自治組織はまだ確立されたものではないので、その組織をまちづくりの基本として規定するのは難しい。ただ、組織をつくるということではなく、行政の権限を地域に下ろしていく中で市民ニーズに対応していくとの趣旨で規定できないかと会長とも相談させていただいた。しかし、地域内分権で何をするのかを考えた時、どうしても地域自治組織を規定する文案となってしまうため、会長とご相談した結果、今回は規定しないとのこととなった。前回の審議会でも市民委員から意見をいただいた通り、地域自治組織について、そのあり方などについてまだまだ周知がなされていない。条例に位置付けることによって行政が義務を負うやり方もあるが、伊丹市の実状を考えると、試行中に地域が話し合い、地域組織が醸成された段階で条例に位置付ける方がいいのではないかということが所管する市民自治部の考えである。

- 会 長： 規定する場合、基本的な条件を書ければ意義がある。伊丹市の場合、それが未確定であるということであるので、規定できない。
- 事務局： 別にできる条例の中心的な事項を抽出して書くのか、地域内分権といった別の視点から書くのかについては、再度、庁内でもきちんと議論したい。
- 会 長： 何かご意見があればお願いしたい。
- 委員E： 会長の意見に賛成である。基本条例であるので、検討中のことを色々と書く段階ではない。時期尚早であると思う。
- 委員D： はっきりとしたものがないので、ある程度地域自治組織について、皆さんの意見が固まった時に規定すればいいと思う。今は皆さん、手探り状態であると思う。
- 委員C： 地域自治が、まだコミュニティの延長線上のレベルのものなのか、権利を与えられて分権の方向に進むのか、イメージが沸いていない状態なので、今規定してしまうのは難しいと思う。
- 委員B： 市民会議では規定する方向での検討を望んでいるので、委員会としては何らかの返答が必要。検討の結果、試行結果を見て改めて規定するということをも明記するべきである。
- 委員A： 会長の意見と同様で、もし規定するのであれば、細かいことまで条例に規定したいと考えている。ただ、今の伊丹市にとって難しいのであれば、書かないとの結論に賛同する。
- 会 長： 答申の文章については、検討の結果で地域自治組織が実際に動きだし、それについての条例がつくられる時に、それを下支えするような規定が必要だということを答申に書き込むということでもいいか。（委員承諾）

市長の役割と責務について、職員の役割と責務について

- 会 長： 前回意見のあった「全体の奉仕者」という文言について、「公共サービスの提供に従事する者」と言い換えた。庁内の意見があれば補足してほしい。
- 事務局： 庁内では、「職員の責務」について、地方公務員法にある内容で、当たり前のことであるので、改めて規定する必要があるのかとの意見があったが、議員の責務と同様で、当たり前のことをまちづくりの基本に位置づける必要があると考えている。
- 会 長： では皆さんのご意見があればお願いしたい。
- 委員C： 内容としてはよいと思う。どちらも説明があった通り、当たり前のことでそれを規定するということで、問題はないと思う。
- 委員D： これでいいと思う。ぱっとみて、一般の人でも、こう書いてあれば分かりやすいなと思った。難しい言葉より、誰がみても分かりやすい言葉で書かれていればいいと思う。

委員 E： 私もこれでいいと思う。市長のところで「市民全体のために」という言葉が入っているので、全体のためにやっていただけるなと思う。例えば選挙公約が 10 あれば、全部いいと思って投票するのではなく、8 くらいはいいがあとの 2 はいらなと思って投票するのが実状。「全体のために」やっていただくのが大切。

職員の役割は地方公務員法に書かれているから書かなくていいということではなく、伊丹市の職員としてどうするかを考えて規定してもらいたい。

委員 B： 職員の方は地方公務員法にある通りだが、市長と議会の条文には「第 2 条の基本理念にのっとり」とあるが、職員の方にはない。職員の方にも「第 2 条の基本理念にのっとり」対話を行うとか、市民目線で何かともにやろうとかが書ければ良いと思う。

委員 A： 「全体の奉仕者」の部分だが、「公共サービスの提供に従事する者」という言い方はおかしくないか。

委員 B： おかしくないと思う。まさに「パブリック サーバント」ということなので、どちらでもいいと思う。

委員 A： であれば、いいと思う。ただ、私も職員の責務の所で、協働で市民と一緒にまちを創り上げていくということが欠けているかと思う。

会 長： 市長の第 2 項のように、職員に協働の意識を持つという意味の文章が必要だという意見かと思う。1 項を足すか、「第 2 条の基本理念にのっとり」という文言を現在の案のどこかに入れるかだと思う。

事務局： 議会の議論をしていただいた時は、第 5 条第 1 項に「第 2 条の基本理念にのっとり」と入れている。議員の役割と責務には「第 2 条の基本理念にのっとり」という部分がなく、公正かつ誠実に職務を遂行すると規定している。この関係が市長と職員にも言えるのではないか。

ここでは職務の遂行という視点で規定しているので、第 2 条の基本理念がうまく入らなかった。また、市長の責務に「第 2 条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し・・・」と規定があるため、当然市長の指揮系統下にある職員も従うということとなる。まちづくり基本条例は参画と協働のまちづくりを規定した条例であるので、当然に職員にもかかってくる。また市民会議でも、職員の責務に協働の趣旨を盛り込むべき内容との意見もなかった。

委員 B： 特にこだわるわけではないが、市長部局にあっては市長の指揮命令下にあることも分かるのだが、これからの公務員の在り方として、市長の指示待ちになるのではなく、市民目線で議論をし、行動できることが大事だと強調すべきかどうかだと思う。実際現場に立つのは市長でなく職員なので。

委員 A： 市長の指揮下にあるということは、説明してもらわないと、なぜ職員の責務に盛り込んでいないのかが分からないと思う。市民が市に参画するの

ではなく、市民が考えている所に職員が歩み寄って一緒にまちを作っていくというくらいの姿勢でいてほしいと思う。そこまで、ここに書き込むことは難しいと思うが、説明しないと分からないくらいなら書いておいた方が良いと思う。

委員 E： 市長の責務の第 1 項が、職員の責務の第 1 項に対応している。ただ市長の第 2 項・第 3 項の内容は職員の方にはない。市長の指揮下にあるから職員の方にこういった規定が入らないとの事務局の説明だが、説明の責任も市長がやるから職員はいいのかとなる。

会 長： では、「第 2 条の基本理念にのっとり」を職員の第 1 項に付け加えるということではどうか。協働については第 2 条に書き込んであるのでもいいのではないか。

見出しは「職員」とあり、本文は「市の職員」としているが、それはどうか。

委員 B： 条文と見出しを合わせた方がいいのでは。法的には市の職員以外には取れないので、なくてもいいが、分かりやすさの点では、「市の」がある方が一般の市民にとって分かりやすい。

委員 E： 市長の責務の第 4 項では「職員の資質」とある。

会 長： では、市長の条項の「職員」はそのまま、職員の責務の見出しに「市の」を加えるということで、一旦整合を取れるのではないか。

委員 B： 職員の「効率的、能率的」というところは、「効率的かつ能率的」にした方がいい。議会のところと整合性をとるということで。

会 長： それでは、本日の修正を反映して、改正案を入れたまちづくり基本条例全体を見てもらいたい。その作業を行う間、暫時休憩としたい。

(休憩)

会 長： 下線部が新規事項、二重線部分は修正事項ということで、全体をご覧になってご意見をお願いしたい。

条文には入らないが、答申には地域自治組織の検討について盛り込むということでよいか。議会・議員の条項を追加した時の形で、委員会の経過や改正内容、付帯意見が入る。答申の案は会長と事務局で調整し、委員の皆さんに後日確認していただき、最終の答申としたい。(委員承諾)

委員 B： 条文の並びだが、「コミュニティ」の条文はこの位置でいいかどうか。「情報の共有」も市の施策だと考えれば、「情報の共有」の前でもいいのではないか。ここに置くと違和感があるが。

事務局： 章立てをする可能性を加味して並びを検討した。地域自治組織の規定が入るなら 1 つの章が立つと考えていたが、結果的にはコミュニティだけになったという経緯で違和感が出たのかと思う。この部分については検討したい。章立てにするかどうかについても、法制部局と協議したいと考えて

いる。

委員 E： 質問だが、まちづくり基本条例で、組織として市と市民と議会が規定されているが、それぞれ「第2条の基本理念にのっとり」とあるが、第2条には市と市民としか書かれていない。議会はどこをみればいいのか。

委員 B： 市の機関として議会を考えるとということになる。

会 長： 地方公共団体としての市なので、市には議会も含まれる。対話の場など、議会も参画と協働に取り組んでもらえればいいと思う。

他に意見があればお願いしたい。(なし)

それでは委員会の意見は確定したので、答申案を作成する。今回で条例検討の委員会は終了させていただきたい。委員の皆さんにはタイトなスケジュールであるにもかかわらずご協力いただき、感謝したい。

以上の通り、平成２７年度第５回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認
します。

（以下、署名２名）